

# infoPepper インターネットサービス 契約約款

## 第1章 総則

### 第1条(約款の適用)

株式会社イージェーワークス(以下「当社」といいます)は、電気通信事業法に基づき、この infoPepper インターネットサービス契約約款(以下「約款」といいます)を定め、これにより infoPepper インターネットサービスを提供します。

### 第2条(約款の変更)

1. 当社は、契約者の承諾を得ることなくこの約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の infoPepper インターネットサービス約款によります。
2. この約款を変更する場合、当社は当該変更により影響を受けることになる契約者に対して、当社の定めた方法によりその内容を告知します。

### 第3条(用語の定義)

この約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

- i. infoPepper インターネットサービス:当社もしくは当社の指定する電気通信設備(以下、当社指定の電気通信設備といいます)を介し、インターネットプロトコルによる相互通信を提供しその他の付加価値を提供するサービス。
- ii. 利用契約:当社から infoPepper インターネットサービスの提供を受けるための契約。
- iii. 契約者:当社と利用契約を締結している方。

### 第4条(協議)

この約款に記載のない実施上必要な細目または契約者と当社との間で問題が生じた場合には、契約者と当社で誠意をもって協議するものとします。

## 第2章 サービス内容

### 第5条(サービスの種別)

当社の提供する infoPepper インターネットサービスの内容は、別途サービス種別に定めるものとします。基本サービスに付随するオプションサービスは、本サービスの利用契約を前提とし、オプションサービスのみの提供は行いません。

### 第6条(サービスの規約)

サービス種別により別途サービス規約が定められている場合は、その規約が適用されるものとします。

### 第7条(サービス提供区域)

infoPepper インターネットサービスのサービス区域は、別途サービス規約で定められていない限り日本全国とします。

## 第3章 利用契約

### 第8条(利用期間)

infoPepper インターネットサービスの利用期間は開始日(当社が発行する登録通知書において記載されている登録日)から第 22 条(契約者の解除)に定める解約日までとします。

#### 第 9 条(権利の譲渡の制限)

契約者は、infoPepper インターネットサービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

### 第 4 章 利用申込等

#### 第 10 条(利用の申込)

infoPepper インターネットサービスの利用申込者は、当社所定の手続きに従ってサービス種別毎の利用申込をするものとします。

#### 第 11 条(利用契約の成立)

1. infoPepper インターネットサービスの利用契約は、第 10 条(利用の申込)に定める利用申込に対してこれを当社が承諾したときに成立します。
2. 未成年者の方は利用契約の申込についての親権者の同意が必要となります。

#### 第 12 条(利用申込の拒絶)

1. 当社は、第 10 条(利用の申込)に対して次の各号のいずれかに該当する場合には、infoPepper インターネットサービスの申込を拒絶することがあります。
  - i. infoPepper インターネットサービスの申込者が当該契約上の債務の支払いを怠るおそれが明らかであるとき。
  - ii. infoPepper インターネットサービスの利用申込に虚偽の事実を記載したとき。
  - iii. infoPepper インターネットサービスの利用申込者が、第 17 条(利用の停止)第 1 項に該当する場合。
  - iv. infoPepper インターネットサービスの利用申込者が、当該申込に係わる契約上の義務を怠るおそれがあることが明らかである場合。
  - v. その他前各号に準ずる場合で、当社が契約締結を適当でないと判断した場合。
2. 前項の規定により、infoPepper インターネットサービスの利用申込を拒絶した場合は、当社は申込者に対し当社の定めた方法によりその旨を通知します。

### 第 5 章 契約事項の変更等

#### 第 13 条(契約者の名称の変更等)

契約者は、その氏名、名称、代表者、住所等に変更があったときは、当社に対し速やかに連絡して下さい。尚、連絡には当社所定の「登録変更手続書」を利用して下さい。

#### 第 14 条(法人の契約者の地位の承継)

1. 契約者である法人が合併その他の理由により、その地位の承継があったときは、当該地位を承継した法人が、当社に対し速やかに連絡して下さい。尚、連絡には当社所定の「登録変更手続書」を利用し、承継があった事実を証明する書類のコピーを添付して、承継の日から 30 日以内に届けて下さい。

2. 第 12 条(利用申込の拒絶)の規定は、前項の場合に準用します。

#### 第 15 条(個人の契約者の地位の承継)

1. 契約者である個人が死亡した場合には、当該個人に係わる infoPepper インターネットサービスは終了します。ただし、相続人(相続人が複数あるときは、遺産分割協議により契約者の地位を承継したもので 1 名に限る)は、相続開始の日から 2 週間を経過する日までに当社所定の「登録変更手続書」によって申し出ることにより、引き続き当該契約による infoPepper インターネットサービスの提供を受けることが出来ます。この場合、相続人は死亡した契約者の当該契約上の地位を承継するものとします。
2. 第 12 条(利用申込の拒絶)の規定は、前項の場合に準用します。

### 第 6 章 利用の制限、停止等

#### 第 16 条(利用の制限)

当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災、事変その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、通信、交通、電力の供給の確保または秩序維持のために必要な事項を内容とする通信や公共の利益のために緊急に行うことを要するその他の通信であって郵政省令で定めるものを優先的に取り行うため、infoPepper インターネットサービスの利用を制限する措置をとることがあります。

#### 第 17 条(利用の停止)

1. 当社は、契約者が次の各号の禁止事項のいずれかに該当する場合には、infoPepper インターネットサービスの提供を停止することがあります。
  - i. infoPepper インターネットサービスの料金、割増金、遅延損害金等が支払期日を経過してもなお支払われないとき。
  - ii. 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様において infoPepper インターネットサービスを利用した場合。
  - iii. 当社が提供するサービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において infoPepper インターネットサービスを利用したとき。
  - iv. 第 12 条第 1 項(第 14 条第 2 項、第 15 条第 2 項において準用する場合を含みます)に該当した場合。
  - v. 前各号の掲げる事項のほか、この約款の規定に違反する行為で、当社業務の遂行または当社指定の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をした場合。
  - vi. 当社の承認なく、infoPepper インターネットサービスを利用した売名、宣伝にわたる行為に該当した場合。
  - vii. 当社の承認なく、infoPepper インターネットサービスを第三者に利用させた場合
  - viii. 法令に違反する行為、又は違反するおそれのある行為をした場合。
  - ix. その他、当社が不適切と判断する行為をした場合。

2. 当社は、前項の規定により infoPepper インターネットサービスの提供を停止するときは、その理由、実施日を契約者に、当社の定める方法によりその旨を通知します。但し、前項第1号を除き、緊急やむを得ない場合には通知なく利用を停止することがあります。

#### 第18条(期限の利益の喪失)

第17条(利用の停止)第1項各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、契約者は一切の期限の利益を喪失するものとします。

#### 第19条(利用の中断)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、infoPepper インターネットサービスの提供を中断することがあります。
  - i. 当社指定の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
  - ii. 当社指定の電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。
  - iii. 第一種電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより infoPepper インターネットサービスの提供が困難になったとき。
2. 当社は、前項の規定により infoPepper インターネットサービスの提供を中断しようとするときは、その1週間前までにその旨を契約者に、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第20条(サービスの廃止)

1. 当社は、都合により infoPepper インターネットサービスを廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定によりサービスを廃止するときは、契約者に対し廃止日の3ヶ月前までに当社の定める方法によりその旨を通知します。

### 第7章 契約の解除

#### 第21条(当社の解除)

1. 当社は次の各号に掲げる事由があるときは、利用契約を解除することがあります。
  - i. 第17条(利用の停止)の規定において infoPepper インターネットサービス契約の利用を停止された契約者が、当該停止の日から30日以内に当該停止の事由を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。
  - ii. 第17条(利用の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前号の規定に係わらず、第17条(利用の停止)に定める利用の停止をすることなくその利用契約を解除することができます。
2. 当社は、前項の規定により infoPepper インターネットサービス契約を解除するときは、契約者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

#### 第22条(契約者の解除)

1. 契約者は、infoPepper インターネットサービス契約を解除するとき(次項又は第3項の規定による場

合を除きます)は、当社所定の「解約手続書」によりその旨を解約希望月の 15 日までに当社に通知するものとします。解約日は第 28 条 1 項に定める当社締日とします。

2. 契約者は、第 16 条(利用の制限)または第 19 条(利用の中断)の事由が生じたことにより、infoPepper インターネットサービスを利用することができなくなった場合において、契約者が当該サービスに係わる契約の目的を達することができないと認めるときは、契約を解除することができます。この場合、解除はその「解約手続書」が当社に到着した日にその効力が生じたものとします。
3. 第 20 条(サービスの廃止)の規定により infoPepper インターネットサービスを廃止するときは、当該サービス廃止日に利用契約が解除されたものとします。

## 第 8 章 料金等

### 第 23 条(契約者の支払義務)

1. 契約者は、当社に対し、infoPepper インターネットサービスの利用に関し、次条から第 33 条(消費税)までの規定により算出した当該サービスに係わる初期登録料金、月額基本料金及び追加利用料金を支払うものとします。
2. 契約者は第 11 条(利用契約の成立)の規定により、利用契約を当社が承諾したとき料金の支払義務が発生します。

### 第 24 条(初期登録料金の額)

初期登録料金の額は、別途定める料金及び料金規定に定める額とします。

### 第 25 条(月額基本料金の額)

月額基本料金の額は、別途定める料金及び料金規定に定める額とします。

### 第 26 条(追加利用料金の額)

追加利用料金の額は、別途定める料金及び料金規定に定める額とします。

### 第 27 条(利用不能の場合における料金)

1. 第 17 条(利用の停止)の規定によりサービスの提供が停止された場合における当該停止期間のサービス料金は、当該サービスがあったものとして取り扱います。
2. 第 19 条(利用の中断)の規定によりサービスの提供が中断された場合における当該中断期間のサービス料金は、第 35 条(利用不能の場合における料金等の精算)の規定により取り扱います。

### 第 28 条(料金等の請求方法)

1. infoPepper インターネットサービスの基本料金および追加利用料金については、毎月 20 日締めで計算した額の infoPepper インターネットサービスの月額基本料金及び追加利用料金を請求します。
2. 第 8 条(利用期間)に定める開始日又は第 22 条(契約者の解除)に定める解約日が暦月の 21 日以外であった場合における当該月の infoPepper インターネットサービスの月額基本料金の額は、当該月における infoPepper インターネットサービスを提供した期間にかかわらず 1 ヶ月分の infoPepper インターネットサービスの月額基本料金の額とします。

### 第 29 条(料金等の支払方法)

契約者は、infoPepper インターネットサービスの初期登録料金、月額基本料金及び追加利用料金を、当社が

指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

#### 第 30 条(割増金)

infoPepper インターネットサービスの料金等を不当に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額(消費税相当額を加算しない額とします)の 2 倍に相当する額を割増金として支払わなければなりません。

#### 第 31 条(遅延損害金)

契約者は、infoPepper インターネットサービスの料金等または割増金の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率 14.6%の遅延損害金を当社に支払わなければなりません。

#### 第 32 条(割増金等の支払方法)

第 29 条(料金等の支払方法)の規定は、第 30 条(割増金)及び前条の場合について準用します。

#### 第 33 条(消費税)

契約者が当社に対し infoPepper インターネットサービスに関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

### 第 9 章 雑則

#### 第 34 条(個人情報等の保護)

1. 弊社は、会員の個人情報(以下「個人情報」と呼ぶ。)を、サービスの提供の目的の為に利用する場合、および会員の同意を得た場合を除き、第三者に開示、提供しないものとします。

契約者は、入会の諸手続きにおいて、弊社からの会員情報の提供の要請に応じて、正確な会員情報を弊社に提供するものとします。また、契約者の個人情報のご提供は任意ですが、ご提供いただけない場合はサービスの ご提供は行えません。

当社は、契約者の営業秘密、または契約者その他の者の個人情報であって前条第 1 項に 規定する通信の秘密に該当しない情報(あわせて以下「個人情報等」といいます。)を 契約者本人から直接収集し、または契約者以外の者から間接に知らされた場合には、 必要な期間中これを保存し以下の目的にのみ利用いたします。

- ・お客さまの間のご契約内容を適切に管理するため
- ・弊社のサービスのご紹介、その他のお知らせなどを電子メールもしくは郵便等により送付し、または電話などにより連絡するため
- ・弊社サービスの維持向上の目的で、アンケート調査、および分析を行うためなお、 お客様への決済やブロードバンドサービス提供や請求書や領収書の発送やサービスの ご案内の目的で個人情報の取り扱いを回線事業者、決済代行会社、発送代行業者、 サービス取次ぎ業者に委託することができるものとします。

+++++

#### 【開示等に必要な申請書類】

1. 下記の申請書のうち、必要なもの

- ・保有個人データ利用目的通知申請書
- ・保有個人データ開示申請書
- ・保有個人データ訂正等申請書
- ・保有個人データ利用停止等、第三者提供停止申請書

2. 本人確認および、代理人本人確認の書類

ご本人様からのお申し込みであることを確認するため、下記の書類をお送り下さい。

1. 個人契約の場合

申請書に記載されたご本人様の住所が正しいことを確認できる公的証明書のコピーを同封してください。

## 2.法人契約の場合

申請者と契約いただいている法人の関係の分かる勤務証明書、在籍証明書のコピーを同封してください。

## 3.代理人が手続きを行う場合

下記の書類のうち該当するもののすべてを同封してください。

### (1) 親権者(または未成年被後見人)の場合

本人の住所・本籍を確認できる公的証明書のコピー

戸籍謄本(全部事項証明)1通のコピー(本人と代理人の関係がわかるもの)

代理人の住所・本籍を確認できる公的証明書のコピー

### (2) 成年後見人(成年被後見人の法定代理人)の場合

本人の住所を確認できる公的証明書のコピー

「登記事項証明書」1通のコピー(本人の法定代理人であることがわかるもの)

代理人の住所を確認できる公的証明書のコピー

### (3) 委任状による代理人の場合

本人の印鑑証明書のコピー

委任状(本人の印鑑証明書で使用している印鑑を捺印したもの)

代理人の住所を確認できる公的証明書のコピー(弁護士の場合は登録番号でも可)

※公的証明書とは、運転免許証、健康保険被保険者証・年金手帳等、住民基本台帳カード、旅券(パスポート)、外国人登録証明書、印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍謄本・抄本、外国人登録原票の写しなどを指します。

## 【書類の送付先と問い合わせ窓口】

〒222-0033

神奈川県横浜市港北区新横浜 3 丁目 1 番 9 ニューシティアリーナタワー13 階

株式会社イージェーワークス 個人情報保護管理者 山口 司 宛

E-mail :privacy@ejworks.com

## 【手数料について】

保有個人データの利用目的の通知、開示につきましては、下記の金額の切手もしくは郵便為替を同封してください。

### ■申請 1 件あたり 800円 (税込み)

また、内容により、作業工数が大きい場合は作業量に応じた手数料をいただく場合がございます。その場合は事前に手数料を見積もり、ご連絡いたします。

## 【注意事項】

郵送途中の書類の紛失、事故による未着につきましては、弊社では責任を負いかねます。

必要事項を全てご記入下さい。書類に不備がある場合は、返送させていただく場合があります。

個人情報保護法の例外規定にあたる場合など、開示等の求めにお答えできない場合があります。

開示等の求めにともない収集した個人情報、開示等の求めの必要な範囲のみで取扱うものとします。

提出していただいた書面は弊社で適切に廃棄いたします。

内容により、お時間をいただく場合もございます。

「訂正等」「利用停止等」「第三者提供停止」の結果、該当するサービスがご利用いただけなくなる場合があります。ご了承下さい。

## 第 35 条(利用不能の場合における料金等の精算)

当社の責に帰すべき事由により infoPepper インターネットサービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得な

い状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします)が生じた場合において、当社が当該状態を知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます)当該状態が継続したときは、当社は契約者に対し、その請求に基づき利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます)に infoPepper インターネットサービスの月額基本料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を、infoPepper インターネットサービスの料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

#### 第 36 条(契約者の義務)

1. 契約者は、当社から発行されたユーザ ID およびパスワードを善良なる管理者の注意を以って管理しその責任を負います。ユーザ ID およびパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
2. 契約者が他のネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければなりません。
3. 契約者は infoPepper インターネットサービスから得た情報を転載、転売、またはその他の方法により使用をする場合には、著作権者その他の権利者及び当社の事前承認を受けることを必要とします。

#### 第 37 条(技術事項)

1. 当社は、契約者が infoPepper インターネットサービスを利用する上で参考となる詳細な技術的事項を記載した技術資料をこの約款とは別に作成し、当社の定める方法により提供します。
2. 当社は、契約者の要望等により、前項に定める技術的事項以外の条件で infoPepper インターネットサービスを提供する場合があります。この場合、当社は、その提供条件について契約者と協議します。

#### 第 38 条(免責)

当社は、契約者が infoPepper インターネットサービスの利用に関して損害を被った場合でも、第 35 条(利用不能の場合における料金等の精算)の規定によるほか、何らの責任も負いません。

#### 第 39 条(権利侵害)

契約者は、infoPepper インターネットサービスにおいて文章、写真、ソフトウェアなどを公開する場合、第三者の著作権、その他権利を侵害しないものとします。

#### 第 40 条(情報の削除)

1. 当社は次の各号のいずれかに該当する場合、契約者の情報を削除できるものとします。
  - i. 第 17 条(利用の停止)第 1 項に定める禁止行為に該当すると当社が判断した場合。
  - ii. 第 22 条(契約者の解除)の規定より契約を解除した場合。
  - iii. infoPepper インターネットサービスの保守管理上必要であると当社が判断した場合。
  - iv. その他、当社が削除の必要があると判断した場合。
2. 前項に関して、当社は情報の監視・削除義務を負うものではありません。
3. 当社が本条の規定により情報を削除したこと、または情報を削除しなかったことにより会員あるいは第三者に発生した損害に関し、当社は一切責任を負わないものとします。

第 41 条(管轄裁判所)

第 4 条(協議)の規定により協議しても解決しない場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

付則

平成 8年 3月 1日制定実施

平成 9年 9月21日一部改訂実施

平成11年 11月21日一部改訂実施

平成12年 12月21日一部改訂実施

平成13年 12月21日一部改訂実施

平成14年 10月21日一部改訂実施

平成17年 3月22日一部改訂実施

平成18年 4月 1日一部改訂実施

平成18年 12月14日一部改訂実施